

平成26年 第5回 農業委員会総会

日 時 平成26年5月26日 (月) 午後3時
場 所 糸満市役所3-C会議室

【出席委員】

会長 金城 正春				2番 宮里 良淳
3番 上原 英正	4番 大城 正幸			6番 具志堅 繁光
7番 稲福 ツヤ子	8番 大城 茂治	9番 上原 和雄	10番 大城 仁輝	
11番 亀甲 康榮	12番 金城 哲男	13番 賀数 宏	14番 伊敷 幸栄	
15番 金城 勲	16番 仲西 栄二		18番 新垣 芳隆	
19番 大城 竹信	20番 国吉 真昭	21番 大保 新幸		

【欠席委員】

代理 眞栄里 保 1番 伊保 智栄美 5番 山城 学 17番 玉城 盛雄

【職務のために出席した職員】

新垣 康德 兼城 浩康 国吉 孝

【議事録署名人】

21番 大保 新幸 2番 宮里 良淳

【議事日程】

日程 第1議案第16号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程 第2議案第17号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程 第3議案第18号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程 第4議案第19号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について
日程 第4議案第20号 買受適格証明願いについて
日程 第4議案第21号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について

平成 26 年 第 5 回 総会 議事録

事務局	<p>時間になりましたので、総会を始めさせていただきます。本日の出席状況ですが、代理の眞栄里保委員、1 番伊保智栄美委員、5 番山城学委員、17 番玉城盛雄委員から欠席の連絡がありました。過半数以上の委員が出席されていますので、総会は成立しています。</p> <p>それでは会長よろしくお願ひします。</p>																		
会長	<p>みなさんこんにちは。耕作放棄地についてですが、部落別で出ているようです。今後、耕作放棄地問題は大きく取り上げられていくと思いますので、農政課、農業委員会、農村整備課と連携を取り合っ、できるだけ耕作放棄地を少なくしていくような取り組みをお願ひしたいと思っ、ております。</p> <p>そして、5 月 20 日に第 2 回の常任会議に出席してきました。糸満市から第 4 条案件 1 件、第 5 条案件 5 件、用途としては個人住宅、資材置き場、太陽光発電が議案通り決定してあります。</p> <p>今日、みなさんにお配りした資料は、農業改革に関する意見についてです。5 月 14 日に政府の規制改革会議農業ワーキンググループから出、てあります。ご覧ください。</p> <p>それでは、第 5 回農業委員会の議事を進めていきたいと思っ、ています。本日の議事録署名委員を、21 番の大保新幸委員、2 番の宮里良淳委員お願ひします。</p> <p>次回調査委員は、10 番大城仁輝委員、11 番亀甲康榮委員、12 番金城哲男委員です。よろしくお願ひします。</p>																		
会長	<p>【議題の宣言】</p> <p>本日の議題は、</p> <table border="0"><tr><td>日程 第 1 議案第 16 号</td><td>農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について</td><td>21 件</td></tr><tr><td>日程 第 2 議案第 17 号</td><td>農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について</td><td>1 件</td></tr><tr><td>日程 第 3 議案第 18 号</td><td>農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について</td><td>7 件</td></tr><tr><td>日程 第 4 議案第 19 号</td><td>農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について</td><td>6 件</td></tr><tr><td>日程 第 5 議案第 20 号</td><td>買受適格証明願ひについて</td><td>2 件</td></tr><tr><td>日程 第 6 議案第 21 号</td><td>農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について</td><td>3 件 (4 筆)</td></tr></table> <p>となっ、てあります。</p> <p>【議題の審議】</p> <p>それでは、議案の審議に入ります。日程第 1 議案第 16 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について 21 件を議題とします。それでは、事務局の説明の後、委</p>	日程 第 1 議案第 16 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について	21 件	日程 第 2 議案第 17 号	農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について	1 件	日程 第 3 議案第 18 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について	7 件	日程 第 4 議案第 19 号	農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について	6 件	日程 第 5 議案第 20 号	買受適格証明願ひについて	2 件	日程 第 6 議案第 21 号	農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について	3 件 (4 筆)
日程 第 1 議案第 16 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について	21 件																	
日程 第 2 議案第 17 号	農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について	1 件																	
日程 第 3 議案第 18 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について	7 件																	
日程 第 4 議案第 19 号	農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について	6 件																	
日程 第 5 議案第 20 号	買受適格証明願ひについて	2 件																	
日程 第 6 議案第 21 号	農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について	3 件 (4 筆)																	

事務局	<p>員の皆さんの質疑応答をお願いします。それでは事務局お願いします。</p> <p>はい。それでは2ページをお開きください。農地法3条に係る許可申請です。それでは説明させていただきます。</p> <p style="text-align: center;">議案書を読み上げて説明（一部内容省略）</p> <p>1番から3番は譲受人が同一で関連しております。農地所在地もすべて真壁の土地改良区の1筆、10年間の賃貸借権の設定です。4番5番は、譲受人、譲渡人が同一で関連しております。4番は小波蔵の1筆と喜屋武の1筆で贈与による所有権移転です。5番は喜屋武の3筆で5年間の使用貸借権の設定です。次3ページをお開きください。6番は豊原の5筆で5年間の使用貸借権の設定です。7番は喜屋武の3筆で4年間の賃貸借権の設定です。8番は喜屋武の土地改良区の7筆です。9番は国吉の1筆で売買による所有権移転です。10番は糸洲の4筆で贈与による所有権移転です。次4ページをお開きください。11番、12番は関連しており、交換による所有権移転です。11番は小波蔵の1筆で、12番は福地の1筆です。13番は名城の1筆で贈与による所有権移転です。14番は阿波根の2筆で20年間の使用貸借権の設定です。15番は国吉の1筆で売買による所有権移転です。次5ページをお開きください。16番は与座の土地改良区の1筆で、3年間の賃貸借権の設定です。17番は豊原の4筆で10年間の使用貸借権の設定です。18番は座波2筆、豊原2筆、与座の土地改良区1筆で、10年間の使用貸借権の設定です。19番は真栄平の5筆で贈与による所有権移転です。20番は宇江城の4筆、真栄平の2筆で贈与による所有権移転です。次6ページをお開きください。21番は、真栄平の19筆で贈与による所有権移転です。以上です。</p>
会長	<p>はい、ありがとうございました。説明が終わりましたので、委員のみなさんのご意見、ご質問をよろしくお願いします。</p>
委員	<p>はい、4番5番についてですが、譲受人が高齢ですが大丈夫ですか。</p>
事務局	<p>はい。譲受人だけでなく、娘さんと孫と一緒に農業するとのことでした。</p>
委員	<p>わかりました。</p>

会長	他にご意見ご質問ありませんか。
委員	はい。14番についてですが、使用貸借権は20年も可能なのでしょうか。
事務局	はい。可能です。10年までということはありません。
委員	わかりました。
会長	他にご意見ご質問ありませんか。
委員	特になし。
会長	それでは、議案第16号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。それでは、次に日程第2議案第17号議案農地法第4条第1項の規定による許可申請について1件を議題とします。それでは、事務局よりご説明をお願いします。
事務局	はい、それでは8ページをお開きください。農地法第4条第1項の規定による許可申請についてです。座波の2筆で、第2種農地で専用道路への転用です。これは5条の申請で出ている一般住宅への専用道路ということです。以上です。
会長	はい、ありがとうございます。5条と関連していますので、調査員の報告等は5条について事務局説明の後をお願いします。続けて、日程第3議案第18号農地法第5条第1項の規定による許可申請について7件を議題とします。それでは、事務局よりご説明をお願いします。

事務局	<p>はい、それでは12ページをお開きください。農地法第5条第1項の規定による許可申請についてです。</p> <p style="text-align: center;">議案書を読み上げて説明（一部内容省略）</p> <p>1番は大里の1筆で第2種農地です。一般住宅への転用で、売買による所有権移転となっています。2番は大度の1筆で第2種農地、用途は資材置場で、売買による所有権移転です。3番は賀数の1筆で第3種農地、一般住宅への転用で、売買による所有権移転です。4番は真壁の1筆で第3種農地、一般住宅への転用で、売買による所有権移転です。5番は伊原の1筆で第2種農地、一般住宅への転用で、売買による所有権移転です。次13ページをお開きください。6番は北波平の2筆で第2種農地となっています。用途は資材置場で、賃貸借権の設定です。7番は座波の2筆、第2種農地、一般住宅への転用で売買による所有権移転です。以上です。</p>
会長	<p>はい、ありがとうございます。では、議案第17号、18号の案件につきまして、調査員のご意見、調査報告等お願いします。</p>
委員	<p>みなさん、こんにちは。本日は、7番稲福ツヤ子委員、8番大城茂治委員、私（9番上原和雄委員）の3名で調査に行ってきました。まず4条案件についてですが、10ページと27ページの航空写真をご覧ください。これは5条の申請で出ている一般住宅への専用道路への転用ということです。一般住宅への専用道路として必要だという意見でまとめ、専用道路への転用に問題ないと判断しました。</p> <p>次5条に進みます。1番ですが、15ページをご覧ください。大里の第2種農地ですが、現在も傍に建物が建っておりますので問題ないと判断しました。2番は17ページをお開きください。資材置場として申請が出されております。周囲が原野になっています。資材置場への転用として特に問題ないと判断しました。3番は19ページをお開きください。こちらは賀数の第3種農地ということで近所も住宅地になっていますので住宅への転用は問題ないと判断しました。4番は21ページをご覧ください。こちらは真壁の住宅地の中にあり、第3種農地ということで住宅への転用に問題ないと判断しました。次5番は、23ページをご覧ください。こちらは、以前申請があった場所で再度出されているようです。第2種農地ですが、近隣も住宅地になっていますので特に問題ないと判断しました。6番は、25ページをお開きください。北波平で資材置場への転用です。第2種農地ですが周辺も住宅地になっていますので特に問題ないと判断しました。7番は27ページをご覧ください。さきほどの4条の案件と関連した、一般住宅への転用になります。4条の案件と同様に問題ないと判断しました。以上です。ご審議の程よろしくお願いします。</p>

会長	はい、ご苦労様でした。調査員の説明が終わりましたので、委員のみなさんのご意見ご質問をよろしくお願ひします。
委員	はい、2番と6番についてですが、用途が資材置場になっていますが、どのような資材置場でしょうか。
事務局	まず2番ですが、申請地の近くで太陽光発電の施設を建てることが決まっています、パネルの設置も始まっています。その施設建設の為の資材置場として使いたいとのこと。6番は、浄化槽関係業者が資材置場と駐車場に使いたいとのこと。
委員	わかりました。
会長	他にご意見ご質問ありませんか。
委員	2番についてですが、地図から見ると侵入道路が見えませんが、実際はどうなっていますか。
事務局	現在は、北西側の交差点の方から侵入道路が造られています。
委員	わかりました。
会長	他にご意見ご質問ありませんか。
会長	それでは、議案第17号、18号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。

会長	<p>ありがとうございました。それでは、次に議案第 19 号農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について 6 件を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。それでは 28 ページをお開きください。農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について 6 件あります。読み上げて同意を求めたいと思います。</p> <p style="text-align: center;">議案書を読み上げて説明（内容省略）</p>
会長	<p>はい。それでは皆様のご意見ご質問をよろしくをお願いします。</p>
会長	<p>ご意見ご質問ありませんか。</p>
委員	<p>特になし。</p>
会長	<p>それでは、議案第 19 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>ありがとうございました。それでは、次に議案第 20 号買受適格証明願いについて（農地法 3 条）2 件を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。それでは買受適格証明願いについて（農地法 3 条）についてです。説明致します。今回は 2 名の申請人がいます。</p> <p style="text-align: center;">議案書を読み上げて説明（内容省略）</p>
会長	<p>それでは、この案件について皆様のご意見等をよろしくをお願いします。</p>
委員	<p>これは競売で土地を買うための資格があるかどうかの確認ですね。</p>

事務局	はい。そうです。
委員	わかりました。
会長	他にご意見ご質問ありませんか。
委員	特になし。
会長	それでは、議案第 20 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。それでは、次に議案第 21 号農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について 4 筆を議題とします。それでは、事務局よりご説明をお願いします。
事務局	はい。それでは 39 ページをお開き下さい。農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画についてです。 議案書を読み上げて説明（一部内容省略）
事務局	26-8 から説明致します。阿波根の 1 筆で 5 年間の使用貸借権の設定です。野菜の規模拡大です。26-9 は伊原の 2 筆で 5 年間の使用貸借権の設定です。花卉の規模拡大です。26-10 は喜屋武の 1 筆で 10 年間の使用貸借権の設定です。野菜の新規就農です。以上です。
会長	はい。では、事務局からの説明をふまえて、委員の皆さんのご意見、ご質問よろしくをお願いします。

会長	<p>ご意見ご質問ありませんか。 議案第 21 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>はい。ありがとうございました。以上をもちまして本日の議案は終了いたします。</p>
事務局	<p>来月の総会は 6 月 24 日(火)となっております。よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>では、みなさん来月もよろしく申し上げます。以上で本日の総会を終了いたします。ご協力ありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">議事録署名人 21 番 大保 新幸 2 番 宮里 良淳</p>